

組合員の皆様

2020年12月4日

米国カリフォルニア州油濁—油流出関連の違反に対する刑事罰を強化

背景

2020年10月12日発行の回覧でご案内したとおり、2021年1月1日からカリフォルニア州水域における船舶からの油濁損害について新たな罰金が適用されます。

油濁損害の保険カバーについて

国際P&Iグループ(IG)のクラブは、今回の新法が油濁リスクの保険カバーに及ぼす潜在的な影響について検討してまいりました。IGクラブは、汚染者に対して非常に高額な罰金が科される可能性があることを認識している一方、今回のように重要とはいえ特異でもある新法に対応するために、既存の保険カバー限度額を変更することは適切でないと考えております。いずれにせよ、偶発的な汚染に対して、カリフォルニア州裁判所が科す可能性がある罰金最高額に完全に対応できるだけの十分な保険カバーが必要になるとしても、現在のグローバルな再保険市場での変更は実現不可能と考えます。しかしながら、現状でも、油濁損害1事故1隻当たり10億米ドルの保険カバーが存在し、油流出対応費用や第三者からのクレームのほか、クラブのルールに適合する場合に罰金もカバーされます。さらに、船種を問わず、OPA90に定められるあらゆる責任限度額は、この範囲内で十分にカバーできる水準にあります。カリフォルニア州裁判所は、罰金額の決定に当たり、油濁事件に関して加重事由や軽減事由を考慮する際、相当な裁量権を持っています。その際、考慮される事項としては、次のようなものがあります。

1. 事故に至った事象を含む過失の程度
2. 迅速かつ正確な通報
3. 実効性ある対応と除去の取り組み
4. 損害を受けた当事者への迅速かつ公正な補償
5. 天然資源の修復措置
6. 流出当事者の支払い能力

The Standard Club UK Ltd

[www.standard-club.com](http://www.standard-club.com)

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority FRN 202805

Managers' London agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 02561548  
Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority FRN 785106

Registered address: The Minster Building, 21 Mincing Lane, London, EC3R 7AG  
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: [pandi.london@ctplc.com](mailto:pandi.london@ctplc.com)



これに加え、IG が受けた法的助言によれば、たとえ法令で認められていても、裁判所は被告の支払い能力を上回るほど過剰な刑罰を科すことはできません。

また、IG では、この新法から生じる業界の懸念に対処する可能性を探るため、引き続き提携パートナーとともに積極的な対策を講じてまいります。ただし、こうした対策を講じたとしても、カリフォルニア州での新法の施行日程は変わらない見通しです。

国際 P&I グループに所属するすべてのクラブが同様の回覧を発行しています。

以上

**Jeremy Grose**  
**Chief Executive**  
Standard Club

Direct Line: +44 20 3320 8835  
Email: [jeremy.grose@standard-club.com](mailto:jeremy.grose@standard-club.com)

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)